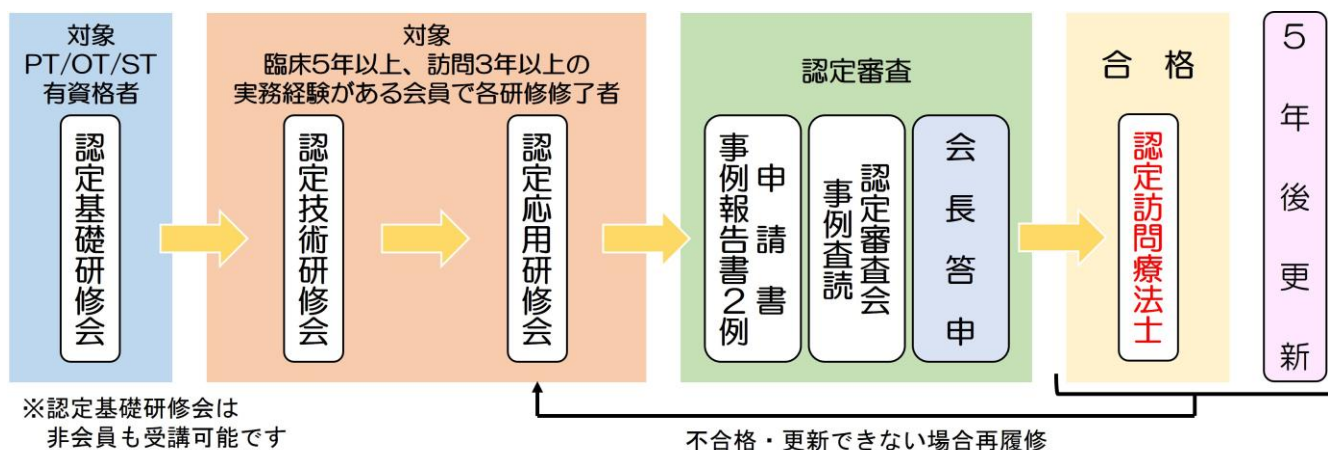


更新要件とポイントについて

認定訪問療法士 要綱 (趣旨) 第1条

「社会に貢献できる訪問リハビリテーションの人材を育成するため、日本訪問リハビリテーション協会認定の訪問療法士に関し、必要な事項を定める」

認定訪問療法士になるまで



認定訪問療法士 要綱 細則

(認定更新の要件) 提出様式

1. 認定訪問療法士申請書 (様式 3)
2. 更新ポイント記録用紙
認定訪問療法士の有効期間内に 100 ポイント以上取得し、ポイント記録用紙を提出する。
(ホームページ記載有無についても記録用紙に記載)
3. 演題発表ポイントを使用する場合
各学会大会発行の演題発表抄録 (学会大会名がわかるもの) の写しを 1 部
学会大会名の記載がない抄録の場合は、学会プログラムや抄録表紙など大会名がわかるものを抄録と一緒に提出 (ただし、対象の学会大会は認定訪問療法士の有効期間内のもの)
4. 事例報告書もしくは活動報告書を提出する場合
「研修・大会案内」申し込み完了後、ホームページより登録

※活動報告書は、「認定訪問療法士の使命 10 か条」に示した基本姿勢や理念を活動実績 (取り組み) から評価するものである。また、他に発表された活動内容であっても申請できる。

(新)認定訪問療法士更新ポイント

項目	ポイント数	頻度	例
1. 学術発表			
1-1 訪問リハビリテーションに関わる論文投稿*1	50	1回につき	
1-2 本協会が主催する全国大会*2	25	1回につき	「in 群馬」2025
1-3 本協会が主催するリハケア合同研究大会*2	25	1回につき	「大阪 2025」
1-4 本協会が後援する学術大会での発表	15	1回につき	
2. 講師・シンポジスト・座長			
2-1 本協会が主催(共催)する学術大会・研修会の講師	20	1年度につき1回	
2-2 本協会が後援する学術大会・研修会の講師	15	1年度につき1回	
2-3 本協会が主催(共催)する学術大会・研修会のシンポジスト	15	1年度につき1回	
2-4 本協会が後援する学術大会・研修会のシンポジスト	10	1年度につき1回	
2-5 本協会が主催(共催)する学術大会・研修会の座長	10	1年度につき1回	
2-6 本協会が後援する学術大会・研修会の座長	5	1年度につき1回	
3. 学会・研修会への参加			
3-1 認定訪問療法士ステップアップ研修会 4時間未満	10	1回につき	
3-2 認定訪問療法士ステップアップ研修会 4時間以上	15	1回につき	
3-3 本協会が主催する学術大会	15	1会期につき	
3-4 本協会が主催するリハケア合同研究大会	15	1会期につき	
3-5 本協会が主催(共催)する研修会 4時間未満	5	1回につき	
3-6 本協会が主催(共催)する研修会 4時間以上	10	1回につき	
3-7 本協会が後援する学術集会	5	1会期につき	
3-8 全国リハ関連団体が主催(共催)する学術大会*3	5	1会期につき	
3-9 本協会が主催(共催)する学術大会、認定審査等の査読	2	1例につき	
3-10 本協会学術誌の査読	5	1論文につき	
3-11 本協会が後援する研修会	5	1回(時間を問わない)	
4. 協会での活動			
4-1 当協会理事・部員等での活動(継続活動)	30	1申請につき1回限り	任期2年以上
4-2 当協会での委員等での活動(臨時活動)※1回限りのもの	10	1回につき	
4-3 当協会での委員等での活動(臨時活動)※複数日、複数回	15	1回につき	
4-4 更新に関わる事例報告又は活動報告	20	1申請につき2例まで	

【基準について補足説明】

- *1 申請できる投稿は、査読規定のある学会誌と本協会機関誌に限る。また論文は筆頭筆者による原著論文のみとする。ただし、訪問リハビリテーション領域の内容のみとする。
- *2 学術発表は、筆頭演者のみ対象とする。
- *3 全国リハ関連団体とは全国リハビリテーション医療関連団体協議会の略称で、日本リハビリテーション医学会、日本理学療法士協会、日本作業療法士協会、日本言語聴覚士協会、日本リハビリテーション病院・施設協会の5団体に加え、回復期リハビリテーション病棟協会、全国デイ・ケア協会、日本訪問リハビリテーション協会、日本リハビリテーション看護学会で構成されている（2025年現在）。この加盟団体の主催する学術大会での実績がポイントの対象となる。
- * 原則としてポイントは認定期間中の活動について認め、修了証等により証明できるものを有効とする。ただし本制度の開始は理事会で承認された2016年2月14日からであり、それ以前の実績は除外する。
- * 次ページの「更新ポイント記録」を使用して、ポイントを自己管理すること。

新更新要件での更新例

①学会発表を中心に行った場合：100P

- ・主催学会での発表+学術大会への参加：40P
- ・認定審査等の査読10例分：20P
- ・更新に関わる事例報告2事例：40P

②協会での活動を中心に行った場合、発表なし：100P

- ・部員としての継続的活動：30P
- ・主催学術大会への参加2回：30P
- ・認定訪問療法士ステップアップ研修会 4時間以上：10P
- ・認定審査等の査読5例分：10P
- ・事例報告1事例：20P

③研修会や査読中心に行った場合：100P

- ・認定訪問療法士ステップアップ研修会 4時間以上 2回参加：20P
- ・認定審査等の査読15例分：30P
- ・本協会が主催(共催)する研修会 4時間以上：10P
- ・更新に関わる事例報告2事例：40P

④旧制度と同じ内容で行った場合（救済ポイント20Pあり）：100P

- ・主催学会での発表+学術大会への参加：40P
- ・更新に関わる事例報告2事例：40P
- ・救済ポイント：20P

